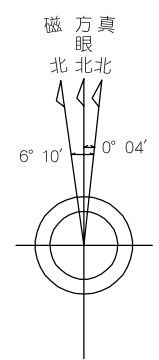




57	58	59
67	68	69
78	79	80

行政区画



上図は南に方眼北、真北、磁北
相違の関係を表わし、用途の敷
地とは必ずしも一致しない。

凡 例		
	都 市 計 画 区 域	
	田 園 居 住 区 域	
ただし、次の区域を除く。 (1) 農用地区域 (2) 保安林 (3) 農地法第5条2項第1号ロに掲げる農地 又は採草放牧地の区域		
	80一 透 透 率	
	60一 透 透 率	
形 態 規 制		

座標系は平成14年度国土交通省告示第9号の
規定による第IV座標系
投影は横メルカトル図法
図影に示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は、世界測地系による。

西 条 市